

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 株式会社イトーヨーギョー  
代表者 代表取締役社長 畑 中 浩  
(コード番号 5287)  
問合せ先責任者 取締役管理部長 霞 良 治  
(TEL 06-4799-8850)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 63 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を第 32 条として新設するものであります。なお、第 32 条の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。また、現行定款第 41 条（監査役の責任免除）の変更につきましては、取締役の責任免除の新設にあわせ表現方法の統一を図るものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日（木）  
定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日（木）

以 上

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>41</u>条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は<u>社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第<u>32</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>42</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 (現行どおり)</p>